

事務事業名	遺児手当支給事業		担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	施策名	1	子育て支援の充実
成果指標	名称		単位	6 年度実績	
	受給者数		人	12	
事業概要	父母の一方又は両方が死亡した児童について遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。 [事業主体]市(県単補助事業 県1/2・市1/2) [対象]父母の一方または両方が死亡した、義務教育修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を監護する当該児童の父または母、若しくは当該児童を養育している者 [手当の額]月3,000円に児童数を乗じた額(6月、9月、12月、3月にそれぞれの前月分までを支給する) [支給制限]地方税法の市民税のうち所得割が課せられていない者				
6 年度 実績・成果・課題	死別による子育て家庭の経済的負担を軽減している。 死亡届提出における市民課からの案内により、該当世帯には制度の説明を行い、受付審査のうえ適正に支給している。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持 (従来通りで特に改革改善をしない) 【具体的な改善案】				